

第 48 回山形県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時：令和 4 年 3 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 37 分まで
- 2 場 所：山形県庁 10 階 1001 会議室
- 3 議 事：（１）（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書
（２）（仮称）山形県飽海郡遊佐町冲着床式洋上風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書

4 出席者（敬称略）

- （委 員） 横山 潤（会長）、池田 秀子、伊藤 眞子、内田 美穂、小杉 健二、
中島 和夫、東 玲子、原 慶明
- （事 務 局） みどり自然課 課 長 石山 清和
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 日沼 賢尚
環境影響評価・温泉保全主査 大山 順一
事務員 吉田 重子
- （事 業 者） コスモエコパワー株式会社 遊佐沖プロジェクト
プロジェクトマネージャー 近藤 康行
遊佐沖プロジェクト開発G 藤井 達也
株式会社建設技術研究所 東京本社 地域環境センター
副参事 小沼 崇史
伊藤忠商事株式会社 次世代エネルギービジネス部
再生可能エネルギービジネス課 担当課長 光岡 直人
橋本 拓真
海洋エンジニアリング株式会社 技術部 調査グループ
技師長 今井 大蔵

5 傍 聴 者：1 人

6 議事内容（議長：横山会長）

事 務 局： ただいまから第 48 回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに、
みどり自然課長の石山からご挨拶を申し上げます。

石山課長：（あいさつ）

事 務 局：（資料確認）

本日は、委員 10 名中、過半数となる 7 名の御出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

それではここからの議事は、横山会長にお願いいたします。

横山会長：（あいさつ）

それでは本日の審議に入ります。本日は 1 名の方が一般傍聴を希望し、これを許可しましたのでお知らせします。

次に事務局から本日の議事について説明してください。

事務局：（議事の進行について説明）

横山会長： 審議に入る前に、議事録署名人を指名します。伊藤委員と内田委員にお願いいたします。

I（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書

横山会長： それでは最初の議題、「（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。これから事業者に入室していただく前に、本案件に対する意見や事前質問を含め意見交換を行い、事業者へ直接、回答を求める内容について整理させていただきます。審議については、事業者が方法書で選定した項目の是非、その項目の調査、予測及び評価の手法を重点に、環境保全の見地からの審議をお願いいたします。今回も Web を用いていますので、委員の皆様は発言の際はマイクが音を拾えるよう、ゆっくりかつはっきりと話されますようお願いいたします。なお、時間は最大で 20 分程度を目安とさせていただきます。それでは、よろしくをお願いいたします。

まず、事前質問について整理させていただきます。知事意見の中で、規模が非常に大きいので工事に対してどれくらい環境負荷があるか調べるよう意見しており、それに対してやりますと回答していますが、一部懸念があるので、全般的意見としてこちらから聞きたいと思います。具体的には、コンクリートを大量に投入することで、溶融物質について試験検討を行うのか確認させていただきます。

もう一つ、毎回、海流による砂丘への影響について必ず指摘していますが、加えて、伏流水への影響について知事意見で予測評価をするように、項目をつけておりました。事業者意見は、あまり影響なさそうだが調べると書かれています。具体的な記述内容がないので、この点、小杉委員から砂の移動と併せて伏流水への影響についてご指摘いただいてよろしいか。

小杉委員： はい。

横山会長： 事前質問に戻りますが、まず騒音について、池田委員からの打設音についての意見、これはいかがですか。

池田委員： この質問、223 頁の表 6-1-1 で当該事業の内容との比較があり、その中で建設機械の稼働の中に杭打ちが入っておらず、造成等の施工による一時的な影響に、杭打機打設が入っていたので、本来なら、その後の 225 頁に造成地の施工による一時的な影響に「○」を付けて、関係評価等をすべきではないかと思い、質問させていただいた。建設機械の稼働に打設が入るとの回答なので、調査等々、評価すると思うが、造成などの施工による維持影響に入ってもいいかと思う。

横山会長： 項目の選定について、ご確認いただきたいと思います。

池田委員： はい。

横山会長： 続きまして、伊藤委員から水質と底質の調査項目等について、地点の検討が必要ではないかというご意見ですがいかがですか。

伊藤委員： この回答で大丈夫と思います。

横山会長： この回答のとおりで、質問しないことにいたします。続きまして、東委員から実施区域が広くケーブルの設置位置が入ったことで実施区域は海岸側はかなり拡大していますが、こういう場合の色々な影響について、いかがでしょう。

東 委員： 今まで、陸揚げ地点はあったが汀線は入っていなかった。20社に増えたら突堤をどうするかという細かいことではなく、汀線までを含めた場合に、自然公園に入るのだからこれでいいのか疑問です。

横山会長： すぐ沿岸が国定公園ですよ。確か第3種特別地域である。

東 委員： そうですね。その配慮は何も無いでは済まされないので、避けられるなら避けて欲しい。

横山会長： その点確認いただきたいと思います。

東 委員： はい。

横山会長： 続きまして、原委員からは海域に生息する重要な生物と、その他のところで海洋生物等の種名等の標記について不適切であるご指摘いただいておりますが、いかがでしょうか。

原 委員： 事業者が了承しているので結構です。

横山会長： 続きまして、池田委員から海域に生息する植物について3件、イソスミレ、特別地域の保安林、それから巨樹・巨木の件ですが、いかがでしょうか。

池田委員： 一つ目は事業者も承知しており、要注意で見ていただきたいと思う。それから、例えば他の植物と、季節が同じ春でも1回ではなく、2回、3回とやって欲しいと思います。

横山会長： 場合によっては、早春期とかも追加していただきたいということか。

池田委員： そうですね。次に、先程の東委員と少し同じと思うが、この辺りは地域で守っているクロマツ林で、しかも法的に保護されている場所なので、注意して欲しい。クロマツが伐採される場合も書かれているが、やむを得ず伐採に至る場合は独自で進めるのではなく、関係の省庁とか行政機関、住民ボランティアとも協議して欲しいと思う。

横山会長： 巨樹・巨木の件はいかがですか。

池田委員： これは訂正していただいたので構わないです。

横山会長： 先ほどの重要な植物群落とか保安林等の件については東委員の質問の後に、併せて聞いていただきたいと思います。

池田委員： はい。

横山会長： 法令に関連する部分は、事業者もしっかり対応すると思が、ボランティアの活動等は結構見落とされがちなので、その点については、しっかりと意見したいと思うので、よろしくお願ひします。次の原委員から、消波ブロックでの枠取り方ができるのかというご意見はいかがですか。

原 委員： これで結構です。本当にあんなテトラポットの上で枠取をできるのかなと思います。

横山会長： 調査の仕方が、少し違うかもしれない。

原 委員： わかってないと思うのです。

横山会長： こういうことは大丈夫なのか聞いて下さい。

原 委員： はい。

横山会長： 続きまして、眺望について池田委員から累積的な影響についてご質問いただきましたが、いかがでしょうか。

池田委員： これは解釈のとらえ方ですが、訂正いただいたので、これで構いません。

横山会長： 続きまして、内田委員から、方法書の集約により、これまでの個々の事業者が出していたのと違い、ある意味最大公倍数の形で方法書が出てきたことによる景観の評価についてですが、いかがでしょうか。

内田委員： 一読しただけでは、この回答の意味がよくわからなかったのですが、結局、準備書段階では集約した参加事業者での配置計画も確定されているので、その時にはその確定した計画に基づいて評価を行うという回答だったので、このままで構いません。

横山会長： こちらも質問しないことにいたします。続きまして、その他について小杉委員からの海流による砂丘地への影響については、先ほどの件と合わせて質問していただきたいと思います。

小杉委員： はい。

横山会長： 原委員の件は先ほどと一緒に、最後ですが事後モニタリングについて、池田委員から質問がありますが、いかがでしょうか。

池田委員： 全般的に陸上と違い洋上はデータが少なく、事後モニタリングは非常に重要だと思う。その上で、回答が文章、意味がわからないところもあるが、1度の調査又は1回行うことかと。行うにしても、漁協とかが協力をするとかメンテナンス時にやる、メンテナンスは年にどのぐらい予定されるのか聞きたい。あとは地元の漁協とかに事前に協力を依頼しないといけないと思うが、そういうことも考えているのか疑問がある。

横山会長： この点、追加で聞いていただいて、少しその辺りのことを掘り下げたいと思います。事前質問に関してはこれで大体整理がついたと思いますが、その他、いかがでしょうか。何か追加で、お聞きになりたいことがありましたら、是非お聞きいただきたいと思います。

中島委員： 今までの配慮書で、いくつかの事業者に対して石油や天然ガスの心配があると指摘し、この方法書 105 頁に一応記載されているので進歩かなと思います。しかし、222 頁からの第 6 章で、地形及び地質については「○」がついて調査されることで、具体的な方法が 242 頁に書いてあるが、土地利用文献現地調査、沿岸の汀線においてはドローンによる撮影記録を行うとあり、肝心の海底の調査は全然触れられておらず、何かやると思うがそこを明確にやるということをお聞きしたい。

横山会長： 小杉委員の質問の後をお願いいたします。他いかがでしょうか。

中島委員： 小さなことで申し訳ないですが。

横山会長： はい。

中島委員： 事業者に対する質問です。例えば、9 頁の基礎工事の 4 行目あたり、想定

しているモノパイル式の場合には海底の整地浚渫等はほとんど必要とせず、残土の発生は想定されていないと書いてあるが、その次の頁の表 2-2-4、主要な工事工法の概略に、基礎の設置の説明で、杭打ち作業に伴って掘削する場合には 1824 立方メートル掘削土が発生し、掘削しない場合は発生しないとある。この段階で、まだ決まってないかもしれないが、方法書全体として、その辺りが書かれてないので、丁寧にして欲しいということである。

横山会長：最初に全般的な項目として聞いていただきます。おそらく事業者からは、まだ、どの形式でやるか決まってないと回答があると思います。とはいえ、一番可能性の高いモノパイルで詳しく書かれているので、モノパイルとの整合性はきちんとしていただいた方がいいと思います。その辺、中島委員から聞いていただいて、その後私から意見したいと思います。

横山会長：その他いかがでしょうか。それでは、この辺りで事前打ち合わせ終了させていただきまして、事業者への質問に移りたいと思います。事務局は事業者を入室させてください。

(事業者入室)

横山会長：本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。よろしく願いいたします。まずは、事業者の皆様のご紹介をお願いいたします。

事業者：(自己紹介)

横山会長：それでは、早速ですが事前質問にご回答いただいている分も含めて、この場でご回答いただきたい項目について委員から質問をいたしますので、事業者の方はご回答をお願いいたします。まず全般的事項について、中島委員から設置の様式と残土の処理などについて、お願いいたします。

中島委員：方法書なので、これから具体的にというところですが、例えば基礎工事で一番想定しているモノパイルがあって、9頁の4行目あたりに、モノパイル式の基礎工事の場合には海底の整地浚渫等はほとんど必要とせずとあるので、残土の発生は想定されていない。一方、10頁の表 2.2.4、上から四つめ基礎の設置で直径 5.5 メートルの杭を打つ又は掘削するとあって、作業に伴って掘削する場合には 1824 立方メートルの掘削土が発生するとある。まだ、この段階では具体的に決められないところはあると思いますが記述が統一されていないところが見られ、コンソーシアムだからかと読んでいて感じるころがあります。一つのところで責任を持って書いてない感じのところ、いくつかあるので、その辺り気をつけていただきたいという意見です。

事業者：今のご意見につきまして、一点ご回答させていただきます。9頁のモノパイルで残土が出るかどうかといったところに矛盾があったこと、大変申しわけございません。我々としては、残土は出ないと考えていますが、引用している図と、わかりやすくするために引用したものに違う記述があり、資料としては違って見えてしまったところは申し訳ございません。これから配慮して資料作成していきたいと思っております。次に、一社でなくコンソーシアムだか

らというご指摘ですが、一応 20 社の資料は全社確認して、考え方としては一応統一を図ってまいりました。元々、6 社が配慮書を実施していて、一つにまとめ、その他配慮書を実施していなかった会社も一緒に入り 20 社ですが、各配慮書において一番影響が大きいであろう条件をそれぞれ抜き出して方法書を作成しており、配慮書時点では確かに一部考え方が違ったところもあり、方法書の時点でできるだけ影響が大きい状態で評価をしようと、統一を図る努力をしてまいりました。コメントのような回答ですが以上です。

横山会長： 関連しますが、まだどういう工法か固まっていない状況なので、建築に関してどういう工法がとられて、その結果どういう影響が出るのかが読みにくい部分であると思います。例えば基礎に、大量にコンクリート投入するとすると、コンクリートから溶出する物質が海域に影響を及ぼしたりしないかという懸念が、かなりあるかと思えます。そういう点は、この段階でもう少し記述があってもいいのかという印象を持ったのですがその点いかがですか。

事業者： 基礎の構築に関しては、基本的に地質調査をしてから決めることになるので、先ほど言ったように、記載の方も統一していないところがありますが、基本的に 20 社の中では、第 1 優先がモノパイルで、次にジャケット、重力式はあまり想定していない形で考えています。いずれにしても、モノパイルとジャケットの場合ですが、基本的に打ち込むだけなのでコンクリートを投入することは無いです。コンクリートを気にされているところ、多分根固めかと思うのですが、ここは各社対応が変わるので、なかなか言及しづらいところもあります。おそらく籠に入れたやつを埋めるとか、直接海域の性質に影響を与えることは避ける形で考えています。20 社いますので、確定したことを言えないのは本当に申し訳ないですが、そういうふう考えております。

横山会長： その辺りは準備書ではっきりとさせていただく形で、お願いいたします。続きまして、騒音について池田委員からお願いいたします。

池田委員： 騒音についてですが、打設時の騒音です。これが建設機械の稼働に含まれると回答をいただきましたが、建設機械の稼働という内容を見ると、223 頁では、洋上の建築物工作物の設置工事などで、杭打ちの場合は造成などの施工による一時的な影響の方に入るのではないかと思います。そうすると、打設するときの騒音は、造成時の施工による一時的な影響の項目に選定が必要なのではと思ったのですが、いかがでしょうか。

事業者： 225 頁を見ていただくと、発電所アセス省令の中で工事用資機材の搬出入と建設機械の稼働というところに色付けがあるかと思えます。この色付けのあるところが、基本的に影響が出ますという形で差し示されているもので、今回の打設の時にも、その建設機械の一時的な稼働時に限るので、そういった趣旨から建設機械の稼働に「○」をつけております。どちらが適切か議論もあるかもしれないですけど、対応していく点に関しては基本的には一緒ですので、どちらに分類するかは基本的にはアセス省令の方に従って選んでいる形になっております。

横山会長： 池田委員聞こえましたか。

池田委員： ちょっと聞こえなくて、最後の方には結局、建設機械の稼働でも同じことをするという事ですね、評価してくれるから。

事業者： はい。

横山会長： その他の省令で、ここは選ばれてないので、選びようがなかったということと、それからやることは同じですというご回答だったと理解しております。

池田委員： わかりました。やってもらえるならば。

横山会長： 続きまして、東委員から地形地質について、事業実施区域等の件についてお願いいたします。

東 委員： 今回 20 社で、配慮書では 6 社だったけれども、最小公倍数的な形で一気に区域が増えた結果、汀線までできました。そして、国定公園の範囲内にも含まれる部分が発生しました。配慮書で最大の影響が出るだろうという条件を考えて作成しているのであれば、そもそも抜いてもよかった範囲ではないかと思うぐらいの地域です。ここまで区域を広げて、実際にどこから陸揚げするかも決まっていない、建てる場所も決まっていない、ケーブルもどう埋めるか決めていないのに区域だけ広げて、そこが国定公園に入っているのは全体的に非常にアバウトで、配慮書よりも配慮に欠けるように思われましたがいかがでしょうか。

事業者： まず、区域が増えたという点についてですが、風車の想定エリアは、山形県さんが県の検討会でご検討されて公表しているエリア図の範囲のままですので、全社共通でお示しいただいた区域となっております。おそらく国定公園と言われているところが、離岸距離 1 キロまでの海底ケーブルを敷設する範囲かと思えます。ご指摘のとおりのお考えも確かにとおりと理解いたしました。同じ回答になってしまうのですが、広い範囲で調査して、できるだけ影響が少ないところで結論を出そうという考えの基に、海底ケーブルの範囲を各個別配慮書から広げる形になりますが、調査範囲を広げて影響の度合いをしっかりと調査する考え方で示させていただきました。

東 委員： わかりました。十分配慮して進めていただきたいということですので、よろしく申し上げます。

横山会長： 最初から公園地域を避けることは、今の段階で難しいことでしょうか。

事業者： 国定公園ですか。

横山会長： そうです。

事業者： そうですね。そこが 20 社集まった時に難しいところで、コスモエコパワーさんですと、国定公園を抜いて考えて小さいエリアを設定していたけれども、いろいろな考えの事業者がいるのと、まだ公募が始まってなくて拠点港がどこになるかがわからないとか、そういった事情もあってなかなか一意に決めづらいのが正直なところです。拠点港とかが決まれば、どこにこの施設を建てるか決まってくると、おのずと決まると思いますが、この時点では各社の考えがある中で幅広くとり、なるべく影響がでないところを選定していくという形で最終的になるかと思えます。

横山会長： せっかく配慮書手続をしているが配慮書段階でぼんやりして、方法書の段階でも何となくぼんやりしていて、準備書になって決まると、後でかなり影響が大きいのではないかということが起こらないか少し懸念しています。そういういたことがないように、十分ご配慮いただきたい。

事業者： 1点補足ですが、国からの公募が示された時には拠点港のほか、これは発電設備ですので、発電した電気を東北電力の系統につなげることになります。それで、この系統に空きがあるから、ここにつなげることを前提に公募すると国から示されるのですけれども、まだ示されていませんので、実際どこから海底ケーブルを上げるのか、まだわからず難しいところがあります。環境でなく系統の物理的な問題ですけれども、ご指摘いただきますとおり、しっかり環境負荷が低いように、検討してまいります。

横山会長： 事業者の皆さんだけではなくて、国にもその辺をしっかりと伝えていきたいと思いますが、まずは、実際の計画の中でできるだけ環境負荷がないようにご配慮いただきたい。

続きまして、池田委員から、今の話と関連しますが、重要な植物群落等の存在についてお願いします。

池田委員： 一つはクロマツ林、地域の人たち、ボランティアの方が中心となって守っています。今回の回答では、クロマツ林はなるべく避けたいが、一部伐採するかもしれない可能性も回答いただきましたが、この地域が地元の人たちがボランティアで守っている林もあり、伐採等の改変がある場合はぜひ協議をしていただきたい。その他に、貴重なイソスミレとかの植物調査の時期ですね、例えば春、夏、秋が予定されていますが、早春期を入れるなどして、もう少し対応していただけないかと思いました。

事業者： まず、クロマツ林の方の伐採の有無については、先ほど言ったようにケーブルの陸揚げ地点とかが確定してから、どういう対策がとれるのかになってくると思うのですが、もし伐採ということになったら勝手に伐採することではなく、自治体なり、山形県庁さんと相談をしながら、どういうルートでいくのか相談していくことになろうかと思っております。また貴重植物の調査時期の方は一つだけではなく複数あるかと思っておりますので、それも含めて設定していきたいと思っております。

横山会長： 環境影響のこともそうですけど、クロマツ林がかなり住民の方に親しまれている場所でもありますので、そういった観点からもよくご相談いただきたい。どうしても手を入れなければならないときは、ご対応いただきたいと思っております。続きまして、原委員から藻類の調査についてお願いします。

原委員： 元々、候補地の海岸線は砂浜ですから岩盤がないので藻類がそれほど入っていない。吹浦港の方は、あんまり海藻のよく生える場所じゃないですが、生えているところはあります。しかし、防波堤のところ、消波ブロックの表面での定量解析は、やっても意味がないかと思うのです。ですから、その調査方法と、何を目的として、そういう調査をするとか、その辺の基本的なことをもう一度考え直した方がいいかと思う。しかも、日本海は海藻の一番生

える潮間帯は少なく、年間通しても 1.5 メートルぐらいしかない。太平洋側になると、4 メートル、5 メートル以上、九州の方だと 10 メートル、12 メートルもあるわけです。そういったところでやっていることだと、この消波ブロックの上で取っても誤差が大きいことと、水面の高さとの関係が非常にとりにくいわけです。ですから、その辺も含めて基本的なところから考え直されたらよいと思いました。

事業者 : 実情に合わせて調査して欲しいところもあるとは思いますが、現実問題として、藻類がほとんど入っていないから調査を省くということは、事業者として厳しい面があって、調査をして無いことを確認しましたとか、種類はかなり限定されて、影響がほとんど無いことを確認しました、というようなデータを示すためにも、一とおりは行うと考え入れてあります。ただいまのご助言も、おっしゃるとおりですので、具体的に、より詳細な調査の方法につきましては専門家とも相談しながらやっていきたいと思えます。

横山会長 : Web 参加されている委員の方に、聞こえにくい部分があったようです。マイクに近づいていただいて、発言は、ゆっくりはっきりとお願いします。続きまして、小杉委員から海流の変化とそれに伴う砂の動き等への影響について、お願いいたします。

小杉委員 : 海浜の砂を移動させる波と流れのシミュレーションなどを実施し、汀線付近で変化が認められるかどうか確認しますと、仮に変化が認められる場合には、必要に応じて砂の移動シミュレーションの実施も含めて検討する計画というお答えであり、影響評価を検討する計画ということで納得しました。関連する質問ですが、答えの一部に流況及び底質の粒度組成を調査し、と書かれています、これは海流や砂粒の粒度などを現場で実測されるということでしょうか。

事業者 : はい。基本的には、砂質についてはサンプリングして分析にかけることを考えております。流況の方は、国が公開しているデータ等がありますので、それで十分であればそれで、シミュレーションをかけてみます。どうしても不足するというのであれば、1 地点か 2 地点程度の流況調査を行うということを考えております。

小杉委員 : 実測に基づいて影響評価をされるということで、承知いたしました。

横山会長 : それと関連して、この辺りの海底では、おそらく湧水が湧く場所があり、鳥海山の伏流水への影響がどれくらいあるのかをかなり懸念されてもいますし、知事意見の方にも書かれていたと思うのですが、そちらについても、ぜひ調査等検討していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。続きまして中島委員から、石油や天然ガスについてです。

中島委員 : 前回の配慮書段階で、いくつかの事業体のところでも発言させていただいて、石油天然ガスの出るところだから気をつけて下さいと申し上げました。報告書の 105 頁に技術と、106 頁に地図の資料を載せていただいたのは評価したいと思えますけれども、第 6 章で、今後の環境影響評価の項目について、地形及び地質に「○」がついて、その詳しい内容が 242 頁に載っていますが、

それぞれの項目が資料の調査であるとか、地図を云々とか、現地調査を行うとか、沿岸の汀線によってはドローンによる調査を行うとかありますが、海底そのものの調査は全然書かれてないです。それをどういう調査するかは、現段階では決められないのでしょうか。

事業者 : 先ほどおっしゃられました 242 頁のこの地形及び地質につきましては、基本的に陸上側の地形地質で海底ケーブルを引き上げたときに、どこに影響があるのかとか、その影響がない場所を通すことを考えています。一方で、石油の方の地図、海底の地図は入れていますが、こちらに関しては、環境影響評価項目として、おそらく評価はかなり厳しいと考えていまして、そこは事業者として地質調査をやった上で、そういう場所があるのかないのかとか、帯水層ではないですが、帯油層というのですかね、そういう油がある層が含まれるのかどうかを調査してそこを避けていく形で事業を進めることを考えております。

中島委員 : 調査自体は、ボーリングを掘ったりすることになるのでしょうか。

事業者 : 地質調査は風車の配置で、そこに基礎を設置して物理的に持つか検討する場合は基本的にボーリングを打つことも有り得ます。

中島委員 : 一番深い工法がモノパイルになるか、何メートルぐらいまで掘るのか、わからないですが、万が一、数十メートル掘ったとして、何かジワジワと出るような地層を打ち抜くことが無いとも限らない。例えば、ボーリングを何十本も打てば、ほとんどわかると思いますけど、そこまでの調査をやらないと思うのですよね。そういう時には、何メートルのボーリングを何本ぐらい掘るのかとか、というようなことが、予め、わかっておいた方がいいと思うのですけれども。

事業者 : 一般論としてのご回答ですが、仮にモノパイルの杭基礎とした場合には、海域の地質によって異なるのですが、杭を工学的基盤とか、硬いところが見つかるまでは打つと。モノパイルの場合は深さ 50 メートル、多分プラスマイナス 20 メートルぐらいになるのが一般的と思っております。ですので、その杭の長さに合わせてその支持層が見つかるところまでボーリングしますので、それなりの深さまでは掘る。現在の国交省の構造審査の基準では全ての位置でボーリング調査するので、仮に風車 20 本とした場合には、20 ヶ所を打つ。今はそういう考え方が基本だと思います。そのときに石油とか天然ガスとか何か出た場合にはしっかり協議をして、対策が必要であれば、そういう検討になると思います。

中島委員 : 風車の建つところでボーリングを打つのは最低限だと思いますが、反射法とか海底面の下の地層の様子とか、そういった地下の構造調査は、全然項目に無いのでしょうか。

事業者 : 設計をする上で、これも各社さんによって若干考え方が異なる可能性はあるのですが、地質調査大きく二つで、ご指摘いただいたような、面的にどういふ状況か調べる音波探査と、あとはピンポイントでそこに本当にモノパイルを設置して大丈夫かボーリング調査をやりますので、面的な調査は基本的

には行うものという理解でおります。

中島委員： 次の準備書段階では具体的に出ると思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

事業者： 承知いたしました。今、オンラインでも20社、入っておりますので、もし、我々が回答していることに違和感あれば20社の方でも補足コメントいただければと思います。

横山会長： それでは続きまして、事後モニタリング調査について、池田委員お願いいたします。

池田委員： 実際、設置してみないとわからないところは多々あると思うのですね。その中で、事後モニタリングをすることによって稼働中の影響評価とか、あとは保全対策にも関係してくると思うので、この事後調査の重要性を知って欲しくて意見しました。回答として、水中音とか調査をするという検討でいいのか、する方向性でいいのか。あとはメンテナンス時の観察とか、漁協へのヒアリングと書いてあり、推定的ではなくて、事前に計画して、協議をしていくべきと思いますが、この辺りはどうでしょうか。メンテナンスがどのぐらいの頻度で入るのかわからないのですが。

事業者： 水中音につきましては、国内でも事例がほとんど無いので、どのように変化するのかは一旦測るべきだと思っております。ただ鳥類や、コウモリの実際の事故について、現時点で事後モニタリングの計画を考えていくのは難しい面がありまして、メンテナンスだったり漁協さんからの影響を聞いて、実際に死骸が落ちていたとかあったときに、それに合わせて調査の頻度だったり調査内容を考えていくべきと考えております。まずこれでやればいっていきなり始まるよりは、一旦そういった、事実を確認しつつそれに合わせた調査計画というのを立てていく方が、よりよい調査になると考えております。

池田委員： 稼働中に関して何か問題があった場合には、それを即時に事業者の方に伝えるような話し合いはしてもらえるとということですね。それから、もし何かあれば調査をするということですか。

事業者： はい。20社、そういった地元の方の声はしっかり受けとめる会社でございますので、その時の出た問題に対してはしっかり取り組んでまいります。

池田委員： その辺りのことも、漁協や地域住民の方や行政にも、その旨を伝えていただきたいと思います。

事業者： はい。

横山会長： ありがとうございます。それではこれで質問は以上となります。事業者の皆様ご退出いただいて結構です。本日は誠にありがとうございました。

(事業者退室)

横山会長： 委員の皆様から他にご意見ありますでしょうか。途中聞きにくかった部分が生じておりましたして申し訳ありませんでした。特にWebで繋いでいる委員の皆様、何か途中聞き取りにくかったので、この辺はどうだろうということが

ございましたら、ぜひお知らせください。

今回の案件はこういう形で、今までなかった動きをしているのですが、そもそもの出発点として、国の対応が固まっていないうちに動き出しているところが非常に大きな問題点と考えています。多くのことが、何となく見切り発車で動き始めてしまうので、池田委員からもありましたが、何か問題が起こった時に事後調査期間終わったから、というような形で対応していただけないのが一番大きな問題になると思います。常に、いろいろなステークホルダーの皆さんで相談をして、問題を解決する方へ持っていく組織というか体制づくりが、次善策かと考えております。今後、審査会でも準備書の審査がありますので、色々なところで問題意識を持って、行政も我々も動いていく形にしていく必要があると思っていますところでは。

それでは、このあたりで審査会意見をまとめたいと思います。今回初めてコンソーシアムという形で方法書が出てきて、まだ不明な点が多いなか、様々なご意見が出ましたので、こちらを最終的な意見としてまとめたいと思います。まとめ方に際しましては、また会長に一任していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

Ⅱ（仮称）山形県飽海郡遊佐町冲着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書

横山会長： 続きまして次の議題に入らせていただきたいと思っております。次の議題は、（仮称）山形県飽海郡遊佐町冲着床式洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する、山形県環境影響評価審査会の意見についてです。

次の事業者に入室していただく前に、本案件に対する事前質問や意見を含め、意見交換を行い、事業者に直接回答を求める内容について整理させていただきます。また審議につきましては、事業者が配慮書で選定した調査項目の是非、その項目の調査、予測及び評価の手法を重点に環境保全の見地から審議をお願いいたします。時間は先ほどと同様、最大で20分程度を目安とさせていただきます。それではよろしくをお願いいたします。

今回の事前質問についてですが、まず全般的項目について。池田委員から、ローターの大きさと発電機の様式についてですね、こちらは、この回答でいかがでしょうか。

池田委員： 回答で構わないです。

横山会長： 続きまして原委員から、対象種が足りないのではないかとするご指摘です。

原 委員： 2頁の方ですか。

横山会長： 1頁の方ですね。全般的項目の3、表4.3-25と書いてある。

原 委員： 質問というより、非常に古い文献です。50年前の文献なので、これを出してきても何の役にも立たない。現在、遊佐町を中心として、最近10年間ぐらい水産庁の方で藻場保全造成のプロジェクトをやっている。そちらには、かなり詳しい海藻のデータがある。そのデータの元は、県の水産研究所にもありますし、そちらの人たちも洋上風力については関心を持っていますので、一度訪ねて新しいデータがどこに出ているか尋ねてみたらどうかと意見を言

わせてください。

横山会長： ぜひ、お願いいたします。続きまして東委員から海底ケーブルの敷設について。

東 委員： 先ほど、国がどこって言わないから応募もできないという言い方してました。誰が決めるのかは、国ということですかね。方針が決まらなければ決められない。

横山会長： ただ、今、検討中です、としか返ってこないような気がします。

東 委員： そういうことですね、検討する地域も全く書いてないですよ。

横山会長： 今までの配慮書だと、事業実施区域としては風車を建てるエリアしか基本的に書かれていなかった。それは、徐々に進んでいくと決まってくるので、そこも事業地域に入ってくる。

東 委員： そうですね。配慮書段階では、これで仕方がないと思うので、いいことにします。聞く意味がありません。

横山会長： 続きまして、小杉委員から地形地質を配慮項目事項として選定しない理由について、こちらはいかがでしょうか。その他、海流変化についても。

小杉委員： 回答いただいて、これは文献をご教示いただいて、勉強になりましたけれども、関連して質問したいこともあります。

横山会長： お願いいたします。こちらは追加で質問していただきます。続きまして、工藤委員がいないので、こちらは、なるべく新しいデータに基づいて注目すべき生物については対応していただくように、先ほどの原委員のご質問と合わせて追加で意見をしたいと思います。

続きまして、池田委員から植物、陸揚げの問題なので、結局よくわからないことになるかもしれませんがいかがでしょうか。

池田委員： 先ほどの話とかぶるのですが。

横山会長： 本来であれば、事業の早い段階で、どこにケーブルを埋設するのか、わかっているべきだと思います。発電事業の発電機が建つところとかはいいですけど、結局準備書になってくると、色々なことがわかってきて、ここも改変することがはっきりしてくる。その段階になって、環境に対する影響を評価して配慮できるように何かしろと言われても、なかなか難しい部分があります。そういうことについて全体的な動きにつなげる上でも、もう少し早い段階でこちらが判断できる材料を提供してもらえるように、一言言っていただいたらいいと思っていますが、いかがでしょうか。

池田委員： 本当に場所がわかりませんよね。だから言いようがないというところが、歯がゆいと思います。

横山会長： それはよくわかりますが、こちら側も、そういうことを繰り返し言っていれば、そういう方向に動いてくるかもしれないので、少し面倒ですけど、一度コメントいただきたいと思いますのでお願いします。

池田委員： わかりました。

横山会長： 続きまして、内田委員から眺望に関して、いかがですか。

内田委員： こちらに関してはこの回答で了解しました。

横山会長： こちら追加意見なしとしたいと思います。最後、原委員から環境アセスと漁業に関連する魚種等の調査に関して、その辺がうまく区分されていないとの指摘です。

原 委員： 今、県と国の方で、マスタープランを考えているらしいので、今回はいいです。

横山会長： こちらは追加意見無しとしたいと思います。

原 委員： 漁業に関しては、環境省ができるかどうかわからないですね。けども、国としては環境省が県と今考えているらしいのですよ。環境アセスと漁業関係の調査というのを、二つ大きな柱を立てて、風力発電建設予定地の全体像を捉えるという、そういうマスタープランを考えている。

横山会長： こちらは追加意見なしとしたいと思います。その他いかがでしょうか。

中島委員： 配慮書の段階で、石油とガスについて一言。

横山会長： はい。それでは、小杉委員の次に入れさせていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

池田委員： 今回の案件では、先ほど協議した海底ケーブルの設置範囲は示されていないですが、これは後からですか。

横山会長： そうです。これは配慮書ですし、この段階では確かに示す必要のないものですが、示された方がいいと思います。そういう方向に少しでもなっていくといいと思って、面倒ですが、いつもそれはどうするのと誰かに聞いていただいている状態です。

池田委員： 今回の場合は先に方法書の案件があって、もう海底ケーブルの位置が出ているので、その後にもた配慮書の方で見たものだから、どうなのかなと思ったのです。

横山会長： そんなに可能性のあるところはないと思います。

池田委員： だいたい決まっていると思うのですね。

横山会長： 陸側に最短距離で持ってきますが、その場所がどこになるかで影響が違うということだと思います。特に、国定公園がすぐ脇にあるので、その公園区域にかからないようにできれば一番いいのですが、かかる場合は、色々なところに調整が必要で、環境への影響も大きくなってしまいます。その辺りどう考えているのか、先ほどの案件でもう少し明確にさせていただきたかったのですが、コンソーシアムという形で焦点がぼやけてしまっている部分があったと思います。

池田委員： もっと、クリアさが欲しかったと思いました。

横山会長： 次の準備書段階では、もう少し具体的な上陸ポイントがわかりますので、こちらからも、もう少し具体的なコメントができると思います。やはり陸揚げポイントは早い段階でわかるようにして欲しいというメッセージも込めて、審査会では、常に一言言っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

池田委員： はい。

横山会長： その他、いかがでしょうか。

東 委員： これは手続き上の質問ですが、一方は、方法書の段階までできています。今から配慮書が出てくる事業者が、まだ何社かいるわけです。しかし、方法書が出揃ってからの事業者決定ということなのか。

事務局： (事務局説明)

横山会長： この手続きは、入札するために必須だが公募が始まる段階で、その手続きを始めていけばOKと認識しています。今回、方向性は大分まとまりましたが、配慮書手続きを進めたい事業者がいる可能性はあるので、委員の皆様には大変お時間等をおかけしますが、ご承知おきいただきたいと思います。

東 委員： 他社が今まで提出した配慮書は、後から作る事業者は見てないのか、色々な意見が寄せられていることもわかっているので、我々からすれば絞って欲しかったです。配慮が大ざっぱになり、後から提出する事業者は、もっと違うものができそうな気がします。

横山会長： コメントはしてもいいと思います、これまでのアセス図書見て作っているのであればもう少しコメントがあってもいいと思います。

横山会長： その他、いかがでしょうか。

伊藤委員： 中島委員がおっしゃっていた、数年前にこの近郊でメタンハイドレートが出たというニュースを確か見たと思いますが、お話しを伺って、本当に重要なことだと思いました。

横山会長： この海域はそういう意味では、よそと少し違った配慮が必要な場所だと思います。日本海沿岸、特に新潟ぐらいます。

伊藤委員： 出る可能性はあります。

中島委員： 余談に火をつけるようですが、日本海は比較的大きな海じゃない。太平洋と違うので有機物がたまりやすい海底で、そういう意味ではメタンが発生しやすいところで、水深によって大体決まったところに出ます。数十メートルではそれ自体は影響ないかもしれないですが、少し古いガスなんかも出る可能性はゼロではないので、毎回指摘しています。

横山会長： 他にいかがでしょうか。特に追加でご意見がなければ、このあたりで事前の打ち合わせを終了したいと思います。それでは事務局は事業者を入室させていただきます。

(事業者入室)

横山会長： 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。よろしく願いいたします。まず、事業者の皆様のご紹介をお願いいたします。

事業者： (自己紹介)

横山会長： それでは早速ですが、事前質問にご回答いただきました部分を含めまして、この場でご回答いただきたい項目について、委員から質問いたしますので、事業者の方はご回答をお願いいたします。まずは原委員から、海洋植物の資料についてです。

原 委員： 元々、海藻のパブリッシュされたデータはほとんど無く、引用されている

のは非常に古いデータに基づいて出されている。おそらく5種類っていうのは50年ぐらい前のデータで、正式にはパブリシティされてない。幸いにして遊佐町の漁業者の方たちが水産庁のプロジェクトに参加して、藻場の造成、保全というプロジェクトを10年ぐらいやっています。従ってそちらの方にお尋ねいただければ、新しい最近のデータが一部でもわかるかと思えます。そのデータがもし県の管理下にある場合には水産研究所にお尋ねいただければと思う。私が水産研究所のアドバイザーやっており、同所も洋上風力発電については色んな点に関心を持たれており、事業者の方から質問があったときは積極的に協力すると話しています。遊佐町の方、直接プロジェクトをやっているところを調べてもらえればわかります。最近のデータを取り入れたところで、方法書の方に工夫していただければと思います。

事業者： 承知いたしました。我々環境省の基本環境調査、これをイダスに環境省さんが取り入れていますけども、まだまだ最新情報が入っていないので、頂戴しましたご意見参考にして調査いたします。

横山会長： Webで参加されている委員もいらっしゃいますので、少し大きな声でお話いただきたいと思えます。続きまして、小杉委員から地形と海流の影響についてです。

小杉委員： 砂丘への影響はないものと考えております、という結論をいただいたのですが、その前に、参考文献ということでご教示いただきまして大変ありがとうございました。その論文に書かれていた結果を引用されて風車タワーの直径の10倍以内の範囲で影響はあるが、その外では、影響がないということから庄内砂丘への影響はないと考えております、というご説明をいただきました。もう少し懸念されることとしましては、このお示しいただいた文献では、あくまでも、一本の柱に対して影響がどう出るかということ調べた研究でございまして、今回、約50本程度の支柱が立つということを想定されていますので、細いけれども多数のものがある範囲内に立っていると、それ全体が障害物として働いて海流に影響を及ぼす可能性もあるのではないかと思います。そういうことに対しまして、海流のシミュレーション、砂の移動のシミュレーションをすることで影響を評価するお考えはありませんでしょうか。

事業者： 現在のところ、モノパイルの径の10倍ということで500メートル離れているので、そのように考えておりますが、今後、専門家の先生のご意見を頂戴しながら、海流等のシミュレーションについても検討していきたいと考えております。そこで、我々の方で情報収集しましたものでは山形県地域協調型洋上風力発電研究検討会議というものが2019年12月23日に開催されており、その資料の7-2に海流等に関する情報収集結果という資料がございまして、それによりますと、500メートル間隔と600メートル間隔で土砂を10本3列ぐらい並べ、それを基に平面二次元波浪や海浜流を計算し、流れがどのように変わるかというシミュレーション結果が、山形県の方で出しておりました。それを見ますと高波浪時も常時の時も二つのケースを想定しますと、どちらも風力発電機基礎の周囲だけで、海域全体ではほとんど変化がないという結

果が得られておりますので、そのようなことでも砂浜までは影響はないものと想定されると考えておりました。今後はこのような資料も含めまして、さらに、知見を収集して方法書以降、予測評価してまいりたいと考えております。

小杉委員： 地元住民の方も関心を持っていることなので、今後も影響評価を進めていただければと思います。

横山会長： 今の地形等に関係して、中島委員からお願いします。

中島委員： この地域は地震とかが多いのはご存知だと思います。この資料の 55 頁に典型地形の状況ということで、地殻変動による地形であるとか項目を記載されているので、そのあたりの認識はあると思います。もう一つは、酒田周辺は、石油とか天然ガスもたくさん出るところであり、場合によっては数十メートル掘れば噴出する可能性が十分あります。海底下のことですので、今後の風車をどう建てるかにも関わってくると思いますが、海底を掘る場合にキャップロックという粘土質のものがあるとその下にたまっている可能性が高いので、非常に軽い石油とか天然ガスを出さないように十分に事前の調査をしていただければと思います。

事業者： 既に我々も共同調査団で海底地盤調査を始めており、本海域で一昨年昨年と 12 本のボーリングを行っております。今のところ、石油、ガスの埋蔵リスクの可能性は低いであろうと予測を立てておりますが、風車の数は 12 本以上立てることになりますので、その辺りには最大限注意を払って事前調査を入念にした上で工事に入りたいと思います。

中島委員： 何メートルぐらいのボーリングを取っているかデータは今ありますか。

事業者： 手元にはデータはありませんが、80 メートルぐらいは行っております。

横山会長： 続きまして、工藤委員から鳥類に関して事前質問がありました。本日は工藤委員ご欠席ですが、バードストライクはかなり大きな問題だと思いますので、鳥類に関しての最新情報を集めていただくようお願いして、対策を講じていただきたいと思います。続きまして、池田委員から海底ケーブルの陸揚げと変電施設についてお願いします。

池田委員： 変電施設陸揚げの海底ケーブルの位置などがまだ出てないので、話しにくいですが、一つは、海岸沿いに設定する場所は、おおよそ予測はつくと思います。その中で、海岸線沿いがどうしてもクロマツ林とか国定公園にかかっているので、改変等の際には、非常に注意が必要な地域だと思います。特にクロマツ林に関しては、長い歴史の中で育んできた林で、地域の住民の方やボランティア団体等の多くの方が尽力されて作り上げてきた林です。やむを得ず改変、伐採する場合は必ずその地域の方たちや、ボランティアを含め、協議をしていただきたいと思いますというお願いです。

事業者： 承知いたしました。少し補足させていただきますと、今、NEDO 事業で北九州とか銚子で着床式を建てて、海底ケーブルを陸揚げして、変電所を作って連携に繋ぐというところは、ほとんど陸上の改変はされておらず、ケーブルも非常にコンパクトなものでやっています。ただ、これだけの大規模になり

ますと計画も変わってくる可能性もございますので、その辺は専門家のご意見も踏まえながら、改変を回避・低減できるように検討してまいりたいと考えております。

横山会長： 事業者の皆様にお話しても、仕方がない部分もあるかもしれませんが、配慮書とか方法書の段階ですと、まだ、陸揚げポイントが決まらないことがあり、こちらもどういう環境対策が必要なのかとコメントしにくい状況にあります。あまり詳しいことを書いて、事業がやりにくくなるのは困るかもしれませんが、一方で、それほど複雑なことにはならないと思います。例えば、次の方法書の段階では可能性のあるパターンを明記していただくとか、そういったご配慮も是非明記していただき、ご検討いただきたいと思います。池田委員よろしいですか。

池田委員： はい。

横山会長： その他、事前質問にありませんが、他の事業者の審査の時にもコメントさせていただいております。例えば、配慮書の301頁のところに景観の評価の記述で、今回、景観は地元の方もかなり気にされていて、おそらく大きな影響が出るのではないかと予測されている部分の一つだと思います。見え方について、かなり仰角が大きくなる予測結果が出ているにもかかわらず、変化の程度は重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと書かれています。でき上がるものの大きさも決まっていて、かつ、見える場所は動かしようがなく、その状況で大きな影響が出るのがわかるぐらいの仰角の数値が出ているのに、これをどうやったら回避したり低減したりできるのか。

この書き方はすごく難しいと思うのです。その時に配慮書だから、何か環境影響があると書くのは、はばかれるぐらいの理由で、影響が回避できると無責任に書かない方がいいと思っていますので、努力はしていただかなければいけないです。一方で、どうしても回避できない影響が出る可能性は当然あると思います。やはり、あることを認めていただいた上で、角度はどうしようもないけれども、別の方法で影響を低減することをもう少し明確に示していただきたい。

具体的にどうするかは、この段階で書けないと思いますが、できない低減やできない回避をすると書くよりは影響があることを明確に認めていただいた方がいいと思います。その書きぶりについては、次の方法書等で矛盾の無いようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

事業者： 承知しました。

横山会長： 質問は以上で終わりです。事業者の皆さんは退室していただいて結構です。本日はありがとうございました。

(事業者退室)

横山会長： 委員の皆様から他にご意見ありますでしょうか。

原 委員： 遊佐の住民の人たちが景観の問題で、これだけCG技術が進んでいるにもかかわらず、なんで計画に沿った鮮明な写真を出してくれないのかと、ずいぶん

意見が出ているようです。県としても出しにくいかもしれませんが、事業者の方が出しやすいのでしょうか。

横山会長： 我々もその件については、審査会のたびに繰り返し意見を出していますが、事業者は、出すとイメージが固定されてしまうのをすごく恐れているようです。私の感覚ですが、県としても余計なイメージが付かないようにと配慮のようです。最後にコメントしたように仰角何度、大体このぐらい見上げれば見えますという数字は出てくるが、具体的にイメージできるフォトモンタージュは最後まで出てこない。今回の件は、遊佐の皆さんには相当不信感を持たれるような原因になっていると思います。多少そういうイメージができてしまうことは覚悟の上で出すのも誠意と思っていますが、その辺は事務局何かコメントありますか。

事務局： (事務局 制度・事例説明)

横山会長： 現場でソフトウェアを持ち込んで、今の計画だとこんな感じですが、地元の皆さんどうですか、このぐらいの高さだったらわざわざいいですか、何本だったらわざわざ見えてませんか、みたいなものをその場で見せて、これ以上は小さくならないですよ、とかいうことをインタラクティブにやる方法がある気がします。遊佐の皆さんがおっしゃることを理解でき、コンピューターも発達している中で未だにそうしないで、こういうもの建てますという説明をするのは誠意が足りない印象を持ちます。

伊藤委員： 個数とか景観の話ですが、そもそも、建つことに関して遊佐の皆さんは、大体了承を得ているという段階の話なのか。

横山会長： これだけわざわざいいものが建つと嫌だという人もいます。フォトモンタージュを見て、そこを判断したいのが遊佐の人たちの意見でもある気がするので、判断する材料として、どのぐらい自分達の見ていた海の様子が変わるのかを見せて欲しいと思っているかと推測します。

事務局： (状況説明)

横山会長： 本数を変えたり、大きさを変えることをコンピューター上で行うのが、そんなに難しいのかという印象はありますね。例えば説明会の現場で、単機出力をこれぐらいにすれば本数はこのぐらいになります。実際どんな感じになるかを見せるとかはできると思います。それをしないのは逆に変な勘ぐりを持たれてしまう原因になる気がするので。シミュレーションとかフォトモンタージュの世界は、ものすごく技術が進んでいる中で、やらない方がむしろ余計なことを想像させる気がします。見せて欲しいと思う気持ちは正常だと思うし、我々も見たいと思っていますが、どんな感じになるのかは審査の上でも視覚的な情報はすごく大事だと思います。もちろん、アセス制度上決まりではないこともわかった上で、イメージとしては、こんな感じになると理解しておきたいと思っていますが、多分、準備書まで出てこないと思います。ですので、遊佐の皆さんのご懸念は大変よくわかり、我々も懸念しています。

原 委員： 洋上風力発電の先行しているヨーロッパ、とくにデンマークでは岸から 20 キロも 30 キロも離れたところに建てているというような議論になるのです。

だから完成予測図など、あまり出し惜しみをしていると、反対のための反対の住民意見が出てくるので、その辺の頃合を、うまく見ないといけないと思う。

横山会長： ソフトがあれば誰でもできるので、事業者がコントロールできないところでイメージが作られてしまうことも、これから先あり得ると思います。だから、そこはきっちりコミットして、こういうイメージということのをコントロールしないと、よくわからないところで変なイメージができ上がってしまう可能性に繋がると思うので、その辺りのことを含め、もう少し早い段階で事業者が主導でした方がいいという気はします。

池田委員： 一般住民の目から見ると、裏にも何かあると勘ぐってしまうと思うので、フォトモンタージュでもこの配慮書の段階で経産省の方も地元の説明をなさいと話ができるはずで、例えば山形県の洋上風力の際には、こういうものを配慮書からつけてくださいと条例で決められないのかと思いました。

横山会長： 条例では大変かもしれないですね。手続きに関しては国で決めているので、国の法律なり省令なりを変えていかないといけないと思います。技術指針でこういうことをやってくださいとお願いすることはできると思いますが、絶対やらないと審査で通しませんとは言えません。配慮書で複数案を検討するという話も、範囲を広くとれば代替えとして認められるから、複数案が出てきたことがないじゃないですか。

池田委員： そうですね。

横山会長： どうしてもできないことがあると思うので、それに対応した書き方になると思うのです。それでも配慮書で本来意図されている、どういうことを配慮書で明らかにして、どういうことについて審査すべきかが、曲解された状態で配慮書手続きが進んでいる感じがするので、その辺はもう少し根本的なところも、見直さないといけないと考えている。ただ、委員会の所掌範囲を超えるとは思いますが、おかしいと思ったことは言わないといけないと思うのです。言って、議事録に残して、どこかに声が届くまで言い続けるという形かと思っています。

池田委員： 国にも言っていかないといけないということですね。

横山会長： 発電所に限らず、全てのアセス手続きを、ここで色々議論した後に知事意見となり、経産大臣や環境大臣の意見となります。最近は割と向こうもしっかりと意見を言ってくれているので、言っていけば伝わる部分は増えると思うのです。そういう中で少しずつ良くしていくしかない、手間はかかりますが。

池田委員： 原先生の意見もありましたように、隠し事が多いと反発に繋がっていくと思います。

横山会長： 声が出始めたと思います。住民意見を見ると埋められない溝ができつつあるという気がしていて、それは環境アセスメントの範囲を越えますが、余計な心配をしてしまいます。

その他いかがでしょうか。このあたりで審査会の意見をまとめたいと思います。この配慮書に関しては、これまでも何件か同じような審査を行ってき

て、色々な意見が出てまいりましたが、なお、様々の点から今回も新しいご意見いただきましたので、これらの意見について、まとめさせていただきます。まとめ方に関しましては、また会長に一任していただきたいということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは本日の審議に基づいて、案を取りまとめて皆様にご確認いただいた上で県に提出したいと思います。案件についてはその他ご意見ございませんでしょうか。なければ、以上で本日は審議が終了として進行を事務局にお返しします。皆様から積極的なご審議いただきましてありがとうございました。

(終了：午後 3 時 37 分)